

2006年2月15日

米国産牛肉輸入再停止後のマーケット動向と諸問題

昨年12月12日の輸入解禁から早くも1ヶ月足らずで、米国産牛肉の輸入が再度停止された。あまりに早い禁輸であったため輸入量も少なく(730トン)マーケットへの需給による影響は軽微ではあったが、今後の相場形成について言えば、輸入再停止に対する新たな失望感と合せて、供給減による価格の変動や消費者の反応など少なからず影響は出て来るのは明らかである。今回は、再停止が及ぼすもろもろの影響やこれからの問題点について改めて予測してみることにしたい。

(需給に与える影響：オセアニアの状況)

北米牛肉再停止を受けて、オセアニアの2カ国は表面上冷静に対応している。MLAとしても今回の米国産牛肉問題を「牛肉需給の回復と消費市場の底上げに対して残念な出来事」との立場である。確かにBSE問題が再度マスコミでこの様な形でクローズアップされた点では、消費者の牛肉に対する信頼感を損なうものとしてマイナスの影響は否めない。

しかし、これらマイナスを考慮しても競争相手としての米国が今回のアクシデントで頓挫した事は、オセアニアにとって棚ボタのフォローの風である事は事実である。なぜならば、オセアニア産牛肉は最も安全だという事を消費者に再認識させた上に本来第二四半期に予想された米国産牛肉による輸入増加つまり競争の激化の心配が当面見込めなくなったからである。

昨年12月オーストラリアのフィードロットの飼養頭数は、前年同月対比97.6%73万4千頭となり、北米BSEが発生して以来、初めて前年対比割れとなった。BSE発生の翌年2004年3月の飼養頭数66万6千頭から増加の一途をたどり昨年夏のピーク時には約88万頭(前年同月比124%)となっていたが、この減少については、生体牛の高価格と共に競合する北米産牛肉の12月解禁が豪州フィードロット生産者にかなりの影響を与えた事は否めない。

これらを総合して考えると本年第一四半期の生産量は12月の飼養頭数を反映して、減少すると思われるが、今回の輸入再停止により豪州の生産者はフィードロットへの導入を再度増加させる意欲が増すため第一四半期後期から第二四半期の生産量は昨年同様に持ち直して来るものと考えられる。また、ニュージーランドとしてもとりあえず労せずしてこれま

での日本におけるシェア（約8%）を維持できる事になりそうである。

（米国側の対応と反応）

今回の出来事に対する米国側の対応は非常に迅速であった。問題が発生した1月20日の翌々にゼーリック国務副長官が来日し早くも日本側と会合が行われ、それに続く1月24日には米国農務省のベン農務次官等との間で局長級の会談が行われた。その後の対応を見ても、米国政府は今回の輸入再停止問題を非常に重要視している事は間違いない。これは、まさしく米国農務省の現場の一担当官の過失によって引き起こされた問題で責任は米国側にあると認識しているためであるが、もうひとつの理由として、米国議会対策のためでもあると考えられる。

米国議会に対して食肉産業ロビーは伝統的にかなりのパワーを持っており、米国政府としても出来るだけ早く問題を解決して今回の失点をカバーしなければならない立場にある。1月末、地元テキサスでの演説でブッシュ大統領は「こんなに美味しい米国牛肉を食べられない日本の消費者は大変気の毒である」と気を使ってみせた。また、2月8日にグラスリー上院財政委員長等が加藤駐米大使に輸入の問題発生以降初めて早期再開を申し入れ、日本政府の措置に対し「今回は単なる手続き上の問題、全面停止の正当な理由が無い」として、米国議会の不満が高まっている事を表明している。従い、日米両政府の対応の遅れが議会を中心とした日米摩擦の火種となる可能性があるため、問題発生の張本人となった形の米国農務省としては迅速かつ日本側が納得できる対応を迫られている。

また、日本だけに目を向けていると気付かないのだが、米国の関係者はあまりこの問題を長引かせると米国内の消費者や韓国・台湾等他の輸入国の不信感を増す結果となる事に苛立ちと心配を募らせているのが現状ではなかろうか。日本側としてはこの点も視野にいれておく必要がある。

（日本の状況と今後の課題）

前回2月号特集のレポートでは、6~7月頃の再開を予想したが、今のところ事態はおおむね予想通りに進んでいる様に思える。しかし、いずれの時期に輸入再開したとしても、次の再開以降は当面の間、日本国内マーケットには大きなインパクトを与えられないものと考えられる。

再開後の失敗は2度と許されないため、農務省（USDA）の検査は明らかに相当厳しくなる事と思われ、いきおいパッカー側も輸出に慎重にならざるを得ないはずである。また、日本国内の動物検疫当局の輸入検査も全ロット検査以上に厳しくなると考えられる。それと同時に、再禁止で痛手を被った輸入者等も相当慎重に状況確認の上スタートすると考えられるため、当面国内供給は穀物肥育牛肉に関して国産とオーストラリア・カナダ産等に頼らざるを得ない。

ところで、最近の新聞等の論調では、最近U S D A 監査局が発表したヘタリ牛の処理の問題や、加工処理施設の手続き違反による認可取消し等に対して「日本の消費者の不信感を高めている」と報道されている。この点が問題視されるのは仕方ないと思うが、一方米国のチェック機能が働いている事や問題を即座に発表する姿勢を評価したいし、日本のマスコミもこれらのポイントを取り上げてもっとバランスのとれた報道を行う必要があるのではないだろうか。これら過去に発生した問題を一つ一つ洗い出し将来の防止策を構築していく事が再開への必要条件かつ最も重要な事だからである。

日本政府としては、米国の食肉処理施設を事前検査する方針を固めたが、広いアメリカをカバーするには大変な時間と労力が必要はらずである。また、国会での審議等を通じて否が応にも政府が消費者に対して米国産牛肉の安全・安心を独自検査の上、担保せざるを得ない状況になりつつある。当局としても、少ない人員で大きな責任をかかえて、どの様に対応していくか難しい所であろう。

またこの様な状況下、2月6日に国際獣疫事務局(O I E)が昨年決めたB S E 安全基準から「30ヶ月齢の条件を削除する」等の新国際基準案を提示してきた。これら改正案は、日本等の反対にも関わらず5月に行われるO I E 総会で可決される可能性が高いが、仮にそうなった場合は、米国等から日本基準「20ヶ月齢以下」が「不当に厳しい」との提訴がなされる可能性が非常に高い。これらの貿易紛争を裁定する機関は当然W T O であるが、基本的にO I E 基準を基に裁定されるため、日本は規制の緩和つまり「30ヶ月齢以下の基準」を強いられる事になりかねない。そうなれば、政府は消費者の感覚と生産者の思い(内政)と国際基準と米国の攻勢(外交)の間で大変難しい舵取りを要求される事になるであろう。今般の米国牛肉問題が一段落した時点で、これらが大きく浮上して来ることが考えられる。

ここまでのほんの2~3ヶ月の間で輸入再開、再停止と大きく揺れ動いた畜産業界ではあるが、これから夏までの間には、まだまだマーケットをゆるがす問題が山積している事に注意が必要だ。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛